

小平市障害者居宅介護従業者基礎研修等事業

同行援護従業者養成研修 一般課程（通学）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

小平市

東京都小平市小川町二丁目1333番地

（目的）

第2条 屋外での移動が困難な障がい者等に対する移動支援に必要な知識、技能を有する同行援護従業者の養成を図ることを目的とするものである。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下「研修」という。）を実施する。

東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 同行援護従業者養成研修
一般課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は、次のとおりとする。

同行援護従業者養成研修 一般課程（通学形式）

（年度事業計画）

第5条 令和8年度の研修事業は、次の計画とおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	令和8年11月	20名
合 計		20名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は次の者とする。

小平市民へのサポートを行っている事業所に登録を希望し、実際に従事できる、小平市近郊在住・在勤で通学可能な原則60歳未満の健康な者

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。（金額は全て税込み）

内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
受講料	0 円	5,000 円		
テキスト 及び教材費	5,000 円		一括納入	受講開始 前日まで

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

テキスト名	出版社名
『新版 同行援護従業者養成研修テキスト』	中央法規

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続き)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 研修事務局（特定非営利活動法人移動サービス・バイユアセルフ内）指定の申し込み用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。
- (2) 研修事務局は、書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者あてに通知する。ただし、公的証明書による本人確認については、原則として研修初日に行う。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (4) 研修事務局は、受講料等の納入を確認した後、教材を配布する。

(科目の免除)

第13条 科目の免除は、原則として行わない。

(修了の認定)

第14条 修了の認定は、第9条に定める追加カリキュラムを含んだ全てのカリキュラムを履修し、市が修了したと認める者に対して行う。ただし、研修日程の最終日までに公的証明書を提示し、本人の身分を証明できない者については、全てのカリキュラムを履修したとしても、修了の認定は行わない。

(研修欠席者の扱い)

第15条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

(補講の取扱い)

第16条 補講は原則として行わない。

(受講の取消し)

第17条 次に該当する者は、受講を取消することができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) カリキュラム全体の進行に支障を及ぼし、修了の見込みが無いと認められる者
- (4) 研修初日又は研修事務局が指定した日までに公的証明書を提示できなかった者
- (5) 東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱7に規定する研修の履修期間内に修了しなかった者

(修了証明書の交付)

第18条 第14条により修了を認定された者には、市において東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱8に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第19条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、永年保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により無償で再発行

を行う。

(研修事業執行担当部署)

第20条 本研修事業は、小平市健康福祉部障がい者支援課で執行する。

(その他留意事項)

第21条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署 小平市健康福祉部障がい者支援課

電話 042-346-9540

- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(施行細則)

第22条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、市がこれを定める。

(附則)

この学則は令和8年7月16日から施行する。